

地方財政の健全化及び地方債制度に関するアンケート調査（案）

1 調査目的

地方財政の健全化に関しては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）が全面施行から 5 年が経過しており、新たな課題も生じていることから、同法の各地方公共団体における運用の現状を把握するとともに、現在指摘のある同法の諸課題について検討を行うため、本調査を実施するものです。

また、地方債制度に関しては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）附則第 123 条の規定により、届出制度の開始から 3 年経過した場合において、地方債の発行に関する国の関与の在り方について見直しを行う必要があることから、届出制度導入後の同制度の活用状況等を把握するため、本調査を実施するものです。

2 調査対象

都道府県、指定都市及び市区町村の財政担当課

3 調査票項目及び作成要領**I 団体情報一般**

- (1) 団体コード【必須】
- (2) 団体名【必須】
- (3) 標準財政規模【必須】
- (4) 財政力指数【必須】
- (5) 実質赤字比率【必須】
- (6) 連結実質赤字比率【必須】
- (7) 実質公債費比率【必須】
- (8) 将来負担比率【必須】

II 「オーバーナイト」について

- (1) 一般会計から第三セクター等に対して貸し付けた短期貸付金について、年度末に一旦全額返済させ、翌年度当初に貸し付ける処理（以下「オーバーナイト」という。）を行っていますか。【必須】

〔選択肢（一つ選択）〕

- ① 行っている。→(2)以降ご回答下さい。
- ② 継続的に行っている。→(2)以降ご回答下さい。
- ③ 行っていない。

- (2) 複数の第三セクター等との間で行っている場合、該当する件数を選択して下さい。【該当の場合必須】

〔選択肢（一つ選択）〕

- ① 2

- ② 3
- ③ 4
- ④ 5以上

(3) オーバーナイトを行っている第三セクター等の種類を選択してください。

【該当の場合必須】

〔選択肢（複数回答可）〕

- ① 地方住宅供給公社
- ② 地方道路公社
- ③ 土地開発公社
- ④ その他の第三セクター等

(4) オーバーナイトを行っている主な理由として、一番近いものを選択して下さい。【該当の場合必須】

〔選択肢（一つ選択）〕 ※ただし(2)で複数件あると回答した場合は案件ごとに選択可。

- ① 第三セクター等が経営難のため経営支援のため貸付け
- ② 一時的な資金繰りを確保するための貸付け
- ③ 制度上融資を行うこととされている貸付け
- ④ その他（自由記述）

(5) オーバーナイト行う場合、金利は付していますか。該当する金利を選択して下さい。【該当の場合必須】

〔選択肢（複数回答可）〕

- ① 無利子
- ② 0%以上0.1%未満
- ③ 0.1%以上0.5%未満
- ④ 0.5%以上1.0%未満
- ⑤ 1.0%以上1.5%未満
- ⑥ 1.5%以上2.0%未満
- ⑦ 2.0%以上

Ⅲ 公有地信託について

(1) 信託法の定める方法により、受託者に、信託目的に従い公有地を管理又は処分等を行わせる信託事業（以下「公有地信託」という。）を実施していますか。又は過去実施していましたか。【必須】

〔選択肢（一つ選択）〕

- ① はい →(2)以降ご回答下さい。
- ② いいえ →(6)をご回答下さい。

- (2) 公有地信託を実施している（た）場合、その事業内容を具体的に記載して下さい。【該当の場合必須】
〔自由記述〕
- (3) 公有地信託を実施している（た）場合、損失補償など、団体が債務を負う契約をしていますか。【該当の場合必須】
〔選択肢（一つ選択）〕
① はい →(4)以降ご回答下さい。
② いいえ →(5)以降ご回答下さい。
- (4) (3)で①と回答した場合、その契約内容を具体的に記載して下さい。【該当の場合必須】
〔自由記述〕
- (5) 公有地信託を実施している（た）場合、信託事業の運営状況を教えて下さい。（特に、将来の財政負担の可能性がある場合は、その旨を詳細に記載して下さい。）【該当の場合必須】
〔自由記述〕
- (6) 今後、公有地信託を実施する予定はありますか。【必須】
〔選択肢（一つ選択）〕
① はい
② いいえ

IV 地方団体の各種財政指標

- (1) 決算統計、健全化判断比率、地方公会計による指標等、現在、地方団体の財政状況を示す指標には様々なものがありますが、これらの指標について、何かご意見がありますか（例：〇〇については、●●を根拠とすれば省略できるのではないか）。【任意】
〔自由記述〕

V 地方公共団体財政健全化法に関して

- (1) 地方公共団体財政健全化法の運用上、現在は捕捉されていないが、負債として認識すべきと感じているものがあれば記載して下さい。【任意】
〔自由記述〕
- (2) その他運用上課題と感じているものがあれば記載して下さい。【任意】
〔自由記述〕

VI 届出制度の活用状況について

(1) 平成24年度から平成26年度までの間の団体区分【必須】

平成24年度から平成26年度までの間の団体区分を選択して下さい。

(許可団体とは、実質公債費比率が18%以上である団体を言い、財政再生団体を含みます。)

[選択肢(一つ選択)]

- ① 協議不要対象団体
- ② 協議団体
- ③ 許可団体

(2) 平成24年度から平成26年度までの間に届出を実施したか否か【該当の場合必須】

(1)で1年度でも「①協議不要対象団体」と回答した場合には、平成24年度から平成26年度までの間に届出を実施したか否かを選択して下さい。

[選択肢(一つ選択)]

- ① 協議不要対象団体である年度は、毎年度実施した →(3)をご回答下さい。
- ② 実施した年度と実施していない年度がある →(3)、(4)をご回答下さい。
- ③ 一度も実施していない →(4)をご回答下さい。

(3) 届出を実施したことによるメリットについて【該当の場合必須】

(2)で「①協議不要対象団体である年度は、毎年度実施した」又は「②実施した年度と実施していない年度がある」と回答した場合には、届出を実施したことによるメリットで該当する項目を選択して下さい。

[選択肢(2つまで選択可)]

- ① 事務負担の軽減
- ② 新発債の早期発行
- ③ 地方債の発行時期の平準化
- ④ 国等との手続時期の柔軟化
- ⑤ その他(自由記述)

(4) 届出を実施しなかった理由について【該当の場合必須】

(2)で「②実施した年度と実施していない年度がある」又は「③一度も実施していない」と回答した場合には、届出を実施しなかった理由で該当する項目を選択して下さい。

[選択肢(2つまで選択可)]

- ① 公的資金の借入れをしているため、協議に一本化した
- ② 上半期に地方債発行の需要がなかったため、協議に一本化した
- ③ 民間等資金の借入れがなかった
- ④ 協議をした地方債、届出をした地方債及び許可を得た地方債の合計額が協議不要基準額を超える場合には、原則として、届出をした地方債について協議をする必要があるため、協議に一本化した
- ⑤ 協議不要対象団体となるか否かが年度によって異なるため、協議に一本化

した

⑥ その他（自由記述）

- (5) 協議不要対象団体となった場合の届出の意向について【該当の場合必須】
現在、協議又は許可団体であるが（(1)の平成26年度で「②協議団体」又は「③許可団体」と回答した場合）、今後協議不要対象団体となった場合の届出の意向について該当する項目を選択して下さい。

[選択肢（一つ選択）]

- ① 実施したい
- ② 実施する予定はない →(6)をご回答下さい。
- ③ 協議不要対象団体になった場合に検討

- (6) 届出を実施する予定がない理由について【該当の場合必須】

(5)で「②実施する予定はない」と回答した場合には、その理由で該当する項目を選択して下さい。

[選択肢（2つまで選択可）]

- ① 公的資金の借入れをしているため、協議に一本化する予定
- ② 上半期に地方債発行の需要がないため、協議に一本化する予定
- ③ 民間等資金の借入れをしていない
- ④ 協議をした地方債、届出をした地方債及び許可を得た地方債の合計額が協議不要基準額を超える場合には、原則として、届出をした地方債について協議をする必要があるため、協議に一本化する予定
- ⑤ 協議不要対象団体となるか否かが年度によって異なるため、協議に一本化する予定
- ⑥ その他（自由記述）

VII 地方債発行に係る手続・地方債資金の調達について

- (1) 協議制度について【必須】

協議制度（法令事項に限らず、運用面を含む。）に関する評価で該当する項目を選択して下さい。

[選択肢（2つまで選択可）]

- ① 総務省等において適債性の確認がされることがよい
- ② 総務省において一元的に資金配分が行われていることがよい
- ③ 同意書があることがよい
- ④ 協議時期や回数が統一されていることが不便 →(2)をご回答下さい。
- ⑤ 届出手続よりも書類の往復が多い（事務負担が大きい）ことが不便
- ⑥ その他（自由記述）

- (2) 協議時期等について【該当の場合必須】

(1)で「④協議時期や回数が統一されていることが不便」と回答した場合には、協議時期や回数について、望ましいと考えるものを記載して下さい。

[自由記述]

(3) 届出制度（対象資金）について【必須】

届出制度の対象資金について望ましいと考える項目を選択して下さい。

[選択肢（一つ選択）]

- ① 現状維持（民間等資金のみ）
- ② 公的資金にも拡大 →(4)をご回答下さい。
- ③ その他（自由記述）

(4) 届出制度の対象を公的資金にも拡大する場合の配分調整について【該当の場合必須】

(3)で「②公的資金にも拡大」と回答した場合には、届出制度の対象を各年度の資金量が有限である公的資金にも拡大する場合の配分調整の在り方として、望ましいと考える項目を選択して下さい。

[選択肢（一つ選択）]

- ① 総務省及び貸し手による配分調整を不要とすることが望ましい（総務省への届出・報告順）
- ② 総務省による配分調整は不要であり、公的資金の貸し手（財務省・地方公共団体金融機構）が融資手続の一環として、それぞれ配分調整を行うことが望ましい（借り手の地方公共団体は、財務省・機構と個別に手続が必要）
- ③ その他（自由記述）

(5) 地方債資金の借入先の優先順位について【必須】

地方債資金の借入先を選択する際の優先順位について、該当する項目を選択して下さい。

[選択肢（一つ選択）]

- ① 公的資金→民間等資金
- ② 民間等資金→公的資金
- ③ 財融資金→機構資金→民間等資金
- ④ 財融資金→民間等資金→機構資金
- ⑤ 機構資金→財融資金→民間等資金
- ⑥ 機構資金→民間等資金→財融資金
- ⑦ 民間等資金→財融資金→機構資金
- ⑧ 民間等資金→機構資金→財融資金
- ⑨ その他（自由記述）

(6) 地方債資金の借入先の優先順位の理由について【必須】

(5)の回答の理由について、該当する項目を選択して下さい。

[選択肢（一つ選択）]

- ① 金利等の借入条件が有利である順番に借入れ
- ② 借入手続が容易である順番に借入れ
- ③ 地域の資金循環を促すため地元金融機関から優先的に借入れ
- ④ その他（自由記述）

(7) 借入れ実態について【必須】

実際の借入れに際して、(5)で回答した借入先の優先順位が実現しているか、該当する項目を選択して下さい。

[選択肢 (一つ選択)]

- ① 毎年度実現している
- ② 年度によって異なるが実現することが多い
- ③ 年度によって異なるが実現することが少ない
- ④ 毎年度実現していない

(8) その他のご意見について【任意】

地方債発行に係る手続・地方債資金の調達について、ご意見があれば記載して下さい(例：地方債計画における各資金の確保量、地方債発行に係る総務大臣・都道府県知事への協議等手続の改善点、財務事務所や地方公共団体金融機構の借入手続の改善点)。

[自由記述]

以 上